

鳥取県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------------|----------------|----------------------|-----------------------|-----------|------------|
| 今宮 義昭 | 鳥取市湖山町北六丁目403 | 今宮歯科クリニック | 鳥取市湖山町北六丁目330 - 16 | 居宅療養管理指導 | 平成20年2月29日 |
| 鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明 | 鳥取市末広温泉町566 | 鳥取医療生協ヘルパーステーションたんぼぼ | 鳥取市末広温泉町211 | 訪問介護 | 平成20年3月31日 |